

令和4年第2回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 招集月日 | 令和4年2月14日(月) |
| 2 | 招集場所 | 女川町役場3階 小会議室 |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 新福 悦郎 委員
3番 中村 たみ子 委員
4番 山内 哲哉 委員
村上 善司 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 阿部 恵
生涯学習課長 中嶋 憲治
教育総務課 課長補佐 千葉 一志
教育総務課 課長補佐兼指導主事 田中 浩司
教育総務課 教育指導員 坂本 忠厚 |
| 6 | 本委員会の書記 | 教育総務課 課長補佐 千葉 一志 |
| 7 | 開 会 | 午前9時27分 |
| 8 | 会期の決定 | 会期は本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。
すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点等
ございませんでしょうか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | 教育長 2番 新福 悦郎 委員
3番 中村 たみ子 委員 よろしく願いいたします。 |
| 11 | 議 事 | 教育長 それでは、議事に移りたいと思います。
はじめに、議案第2号「教育に関する事務の議案の作成に対する
意見について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 それでは、議案第2号「教育に関する事務の議案の作成に対する
意見について」、ご説明を申し上げます。
条例の制定、改正及び予定価格5,000万円以上の工事または製 |

生涯学習課長

造の請負に係る契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要となりますが、議案の提案は町長の権限であり、教育委員会には議案の提案権はありません。

教育委員会に関する議案を上程する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長が事前に教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。

また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を経るべき議案については、教育委員会は意見を申し出ることができるとの規定がございます。

今般、生涯学習課が所掌する令和3年7月30日議会の議決に付した女川町総合体育館改修工事について、工事請負契約の一部を変更することから、当該議案を令和4年第2回女川町議会に提案するため、令和4年2月9日付けで女川町長から意見を求められたものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

ただ今の提案理由にもありましたが、今回、「教育に関する事務の議案の作成に対する意見」につきましては、女川町総合体育館改修工事の工事内容の変更に伴い、契約金額を増額する案件です。

町長通知の次のページの議案をご覧ください。町長部局からの議案の案でございます。

本工事につきましては、令和3年7月30日に議会の議決をいただき、2億2,979万円で東鉄工業株式会社東北支店と契約を締結しましたが、改修工事の内容を変更し、変更後の2億6,817万7,800円で仮変更契約を締結いたしました。

恐れ入りますが、あらかじめ配付しております参考資料1-1の図面をご覧くださいと思います。

図面で説明させていただきます。

こちらは、総合体育館1階の平面図になります。

左側の赤枠が施設の概要と契約概要となっております。

契約額の変更額が3,838万7,800円の増額となっております。

変更内容につきましては、下の表になりますが、内部改修工事で3,166万1,500円の増額。

内容は、右側の図面①になります。トレーニングコーナーの床仕上げの変更で、当初、現在の床のとおり、長尺シートを張ってその上にゴムパッドの予定でしたが、弾力性のあるスポーツシ

ートに変更しました。これによって 266 万 400 円の減額となっております。

次に、資料 1－2 をご覧ください。

②番、2階の放送室及び研修室の壁の撤去・復旧をしております。

次に、一番大きいのが③番、大体育室の天井吊ダクトの撤去とキャットウォークのブレース交換です。当初、予定しておりましたが、照明設備の改修を行う際にダクトを吊るしている箇所の外れ等緩んでいる箇所が確認されました。そのため、構造上等の検討協議の結果、撤去する形になりました。

次に、参考資料 1－1 にお戻りください。

④番、小体育室天井格子についても、地震等により落下の危険があるため、撤去いたします。

⑤番は、ひび割れ補修の数量変更で、床材を剥がした際に新たなひび割れがあったもので、増量しております。

次の段の外部改修工事の変更金額は、520 万 2,400 円の増額となっており、⑥番、外壁のひび割れ補修の数量の変更と、⑦番、雨どいの豎の部分が腐食しておりましたので、この2カ所の交換となっております。

次に、衛生設備改修工事は 152 万 3,900 円の増額で、⑧番、1階と2階のトイレの配管の交換です。これも確認の結果、腐食が判明したため、交換といたしました。

以上が、改修の工事の変更内容となりますが、工期につきましても、5月末まで延長される形となっております。

これで、女川町総合体育館改修工事の改修工事内容の変更に伴う契約の一部変更に係る「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

教育長 ただ今の議案説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第2号は、承認されました。

続きまして、議案第3号「条例案に対する意見について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長
教育総務課長

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

ただ今議題となりました、議案第3号「条例案に対する意見について」、内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、前議案と同様の理由で、今後開会されます町議会3月定例会に議案として提案するため、令和4年2月9日付けで町長から意見を求められたものでございます。

内容につきましては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

本条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬や費用弁償の金額等を規定しておりますが、今般の条例の一部改正のうち、本課所管に係る改正は、学校医の報酬に係るものでございます。

この本課が所管する報酬改定につきましては、昨年2月12日開催の教育委員会におきまして議案としてご説明させていただき、ご承認を賜ったところでございますが、このたび、さらに報酬の見直しに係る要望書が石巻市医師会長ほかから提出されたことを受けまして、石巻市及び東松島市と同額となるよう所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の2をお開き願います。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

別表中、中ほどに青色で記載しております学校医の報酬について、均等割の年額「89,000円」を「91,000円」に、児童生徒数割一人につき「380円」を「390円」に、それぞれ改正を行うものでございます。

なお、別表中、学校医の下にございます、保育所医につきましても同様の改正を行うこととなっております。

議案にお戻りいただきまして、附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、条例の一部を改正する条例の制定内容についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

教育長

ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたら願います。

(発言なし)

教育長

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

	(「はい」の声あり)
教育長	<p>それでは、議案第3号は、承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号「条例案に対する意見について」をお諮りします。</p> <p>書記に議案を朗読させます。</p> <p>(議案朗読)</p>
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長	<p>ただ今議題となりました、議案第4号「条例案に対する意見について」、内容をご説明いたします。</p> <p>本議案につきましては、前議案と同様の理由で、今後開会されます町議会3月定例会に議案として提案するため、令和4年2月9日付けで町長から意見を求められたものでございます。</p> <p>内容につきましては、「女川町総合運動場条例の制定について」でございます。</p> <p>内容の詳細につきましては、生涯学習課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>それでは、議案第4号「条例案に対する意見について」、内容をご説明申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、参考資料3-1をお開き願います。</p> <p>はじめに、新旧対照表で説明いたします。</p> <p>右側が現行で、左側が改正後となっております、条文の下線の付いたところが変更箇所となっております。</p> <p>現行の条例につきましては、参考資料3-1の第1条で趣旨、第2条、設置、第3条、職員、参考資料3-3の第4条で委任を定めております。</p> <p>改正後の総合運動場条例の概要につきましては、参考資料3-4、「女川町総合運動場条例(概要)」で説明させていただきます。</p> <p>条例の制定の理由といたしましては、旧小学校体育館を総合運動場の施設として管理し、名称は、町内体育関係者と協議した結果、「第二体育館」とし、総合運動場条例に規定し、管理に必要な事項と指定管理制度の導入に係る規定を定めるものです。</p> <p>表をご覧ください。</p> <p>第1条では、地方自治法第244条の2第1項に基づき、公の施設の設置及び管理に関する条例を追加するものです。</p> <p>続きまして、第2条の設置は、第2項の位置のところで、旧女川小学校体育館の地番を追加しております。</p> <p>第3条の事業では、総合運動場で行う事業として、スポーツ教</p>

室の開催、体育・スポーツ指導の助言、普及、調査等を定め、第4条で総合運動場に配置する職員を定めております。

第5条第1項で使用時間、第2項では休館日、第3項では、必要があるときは使用時間、休館日を変更することができるように定めております。

第6条第1項では施設の使用許可、第2項で使用許可を行わない事項を定め、第7条で使用者の遵守事項、第8条第1項で条例に違反した場合の使用の取消し、第2項で許可の取消し等による免責を定めています。

第9条では、第6条第2項第4号の暴力団の利益となる事由の有無について所轄の警察署長の意見を徴することを定めています。

第10条第1項では、使用料を別表で定めまして、第2項で使用料の納付、第3項で使用料の不還付について、第11条は使用料の減免を定めています。

第12条は使用後の原状回復、第13条第1項は施設を損傷した場合などの損害賠償、第2項は天災による町の免責について定めています。

第14条は指定管理者による管理で、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するものに業務を行わせることができるその業務範囲と、第2項で指定管理者への読み替えを定めております。

第15条から第18条は指定管理に係る必要な規定で、指定の手続き、管理の基準、利用時間の変更、利用料金等について定めております。

第19条は、規則等への委任を定めております。

附則といたしまして、施行日は、令和4年4月1日としております。

別表第1は、第6条第1項に規定する施設の名称を掲げております。

別表第2は、第10条第1項に規定する使用料を徴収しますが、備考欄に記載のとおり、総合体育館、野球場、第一多目的運動場、第二多目的運動場、庭球場、野外活動施設については女川町都市公園条例の規定によるものとし、都市公園の区域に含まれない第二体育館の使用料です。その使用料は、総合体育館大体育室の半面利用と同額としております。

なお、規則で定める減免対象といたしましては、女川町総合運動場使用料減免要綱と同等の減免対象を予定しております。

以上、内容の説明とさせていただきます。ご審議のうえ承認賜
わりますようよろしくお願いいたします。

以上です。

教育長 ただ今の議案説明につきまして、ご質問等ございませんでし
ょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第4号は、承認されました。

続きまして、議案第5号「女川町立女川中学校部活動指導員設
置要綱の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 ただ今議題となりました、議案第5号「女川町立女川中学校部
活動指導員設置要綱の制定について」、内容をご説明させてい
た

だきます。
はじめに、部活動指導員に関しましては、本町中学校における
一部の部活動において実技指導等を外部指導員にお願いしてい
るという状況でございますが、その部活動指導員に関しての要
綱等はこれまで制定しておりませんでした。

今般、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員
を設置することに関し必要な事項を定め、部活動指導員の職務
や要件、任期等を明確にし、女川中学校に勤務する教員の負担
軽減及び部活動の指導体制の充実を図るものでございます。

議案を1枚めくっていただきます。

当該設置要綱は、第1条から第9条までで制定される要綱でご
ざいます。

第1条では、要綱の趣旨を定めております。

第2条では、中学校の校長の監督を受け部活動指導員が行うこ
とができる職務について定めております。

以下、指導員と申し上げます。

第3条では、指導員の要件について定めております。

第4条では、委嘱について定めており、校長の面接により適格
と認められた者に対し、教育委員会が委嘱することとしており
ます。

第5条では、任期について定めており、委嘱の日の属する年度
の末日までの範囲内とすることとしております。

次のページをお開き願います。

第6条では、指導員の服務について定めております。

第7条では、指導員への謝礼について定めており、金額につきましては、現行の支払い額と合わせた額に規定しております。

第8条では、指導員の解嘱について定めております。

第9条では、その他として、要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しております。

附則といたしまして、施行は、令和4年4月1日からとしております。

以上、要綱制定の内容説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

新福委員 第7条ですが、1日当たり1,500円の謝礼というのは、今現在もそんな感じで1,500円ということで支払っているのでしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。1日当たり1,500円という金額でございまして、今回、新規の要綱制定ということでして、実情に合わせた金額で設定しております。今後見直すこともあり得るかとは思いますが、現状そのような状況でございます。以上でございます。

新福委員 このことに関して苦情とかトラブルはまだ現在のところはないと思うのですが、実質私も部活動の指導をしていましたが、時間による部分も結構あると思うんですね。例えば15分ミーティングをして、それで1,500円を払うのか、日曜日は8時間くらい働いて、それで1,500円なのか、そういう部分が今後出てきそうな問題になりそうかなというふうな感じがするんですね。

例えば4時間とか2時間とか、そういう制限をつけて額を変えろとか、そういうことも今後考えていく必要があるかなというふうには思うのですが、現状として、第7条、今の状況がこういう感じなのでこれでいきたいということであれば、それは同意しますが、今後いろいろと解決していかなければいけない部分かなというふうに思っております。

教育長 そこは全くご指摘のとおりでございまして、部の活動内容等にもよるのですが、長い時間携わったり、あるいは短時間ということで、ただ一律1日1,500円みたいな形でやっていることは確かでございます。

これについては、もう少し上げた方がいいのではないかということがよく教育長部会や県内全体でも出てきたりはしているのですが、指導員の方からそういうことは、私はこういうことが好きだからやっているんだということで今までやってきたことをご存じのようにございます。

今後の動向としては、土曜日・日曜日はやがて先生方以外が指導に当たるように部活動が流れていくと思うのです。

それらも含めて今、この手当とか、指導員の在り方、あるいは地域にそういう人材探しとか、いるのかどうか、そういうことが土曜日・日曜日を移行するうえでの大きな課題となっております。

少しづれですが、本町に限って言えば、人材をどう確保するかが大きな課題であり、その背景には、謝礼などの金銭的なことも水面下では論じられているところでございます。

いずれにいたしましても、まずこの要綱をしっかりと設置しながらも、新福委員から出たことについては、これから検討とか、本町だけではなくて、近隣の石巻市や東松島市と合わせるような形にしていかないと、あそこの町が高いとか、仙台市はもっと高いとかでも困るので、そこは実は大きな課題のところだと思います。

今のご意見も踏まえて、もちろん人材把握が一番なのですが、指導員の成り手の人に喜ばれるような制度をつくっていかないと、人材探しだけで終わってしまうというような傾向にあることは確かでございます。

ありがとうございます。

教育総務課長、何か補足がありましたらお願いします。

教育総務課長

今部活動指導を行ってくださっている方は、平成24年度から同じ方に指導していただいている、サッカー部でございまして、特に謝礼の値上げとか、そういったことをおっしゃられたことはないという実情でございます。

ですが、おっしゃっていただきましたとおり、今後、近隣の自治体等をよく調べてとか、調整させていただいて、金額の見直しというのは後々発生してくるものかと思われま。

以上です。

教育長

ほかに何かございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第5号は、承認されました。
 続きまして、議案第6号「令和4年度予算案に対する意見について」をお諮りします。
 書記に議案を朗読させます。
 （議案朗読）

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
 はじめに、教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長 ただ今議題となりました、議案第6号「令和4年度予算案に対する意見について」、内容をご説明申し上げます。
 教育委員会に関する予算編成につきましては、町長の権限ではありますが、町長は事前に教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。
 また、教育委員会は意見を申し出ることができることされており、今般、町長から別添「写し」のとおり、令和4年度女川町一般会計予算教育委員会所管について事前の意見を求められたものでございます。
 議案の最終ページをお開き願います。
 最終ページに、「令和4年度女川町一般会計（教育費）歳出事項別明細書」を添付しております。
 第9款教育費の歳出予算に係る項別の本年度（令和4年度当初予算額）と前年度（令和3年度当初予算額）、比較増減、伸び率、構成比率の一覧表になっております。
 第1項教育総務費において、本年度185,017千円を措置し、前年度より2,056千円の減、伸び率はマイナス1.10%となっております。
 第2項小学校費は、本年度92,749千円を措置し、前年度より4,662千円の増、伸び率は5.29%となっております。
 第3項中学校費は、本年度77,416千円を措置し、前年度より1,542千円の減、伸び率はマイナス1.95%となっております。
 第4項社会教育費は、本年度105,036千円を措置し、前年度より22,132千円の減、伸び率はマイナス17.40%となっております。
 第5項保健体育費では、保健体育総務・体育施設管理費において、本年度142,822千円を措置し、前年度より712,358千円の減額となっております。伸び率はマイナス83.30%でございます。
 また、学校給食費は、本年度54,373千円を措置し、前年度より8,152千円の減、伸び率はマイナス13.04%となっております。

教育費全体の本年度予算の増額は 657,413 千円となり、前年度と比較し、741,578 千円の減額、伸び率ではマイナス 53.01%となっております。

一般会計予算の総額が 10,524,000 千円、教育費の割合は 6.25%となり、前年度の 14.07%から 7.82%減少しているという状況でございます。

次に、前年度との比較増減の内訳につきまして、項別にご説明いたします。

はじめに、教育総務課が所管する予算について私から、その後、生涯学習課所管の予算について生涯学習課長からご説明させていただきます。

それでは、教育総務課所管予算について、歳入予算からご説明申し上げます。

資料は、参考資料 5-4 でご説明差し上げます。

45 ページをお開き願います。

一番下の第 6 目教育費国庫補助金でございます。

本年度予算額は 510 千円を計上し、前年度予算より 8 千円の減額となっております。

第 1 節小学校費補助金、第 2 節中学校費補助金の要保護児童、要保護生徒援助費補助金が、要保護の児童生徒がいわゆる学校病等により医療機関を受診した際に要した医療費用に係る経費の 2 分の 1 が国費で手当されるというものでございます。

対象児童を 4 名と見込み 24 千円を、対象生徒は 1 名と見込み 6 千円をそれぞれ措置しております。

また、中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は、石巻市の特別支援教育共同実習所での実習活動に参加する際の交通費分について、国費で 2 分の 1 が補助されるというもので、前年度と同額の 480 千円を措置しております。

次に、49 ページ、第 7 目教育費県補助金をご覧願います。

今年度予算額は 15,070 千円計上し、前年度より 1,110 千円の減額となっております。

第 1 節教育費補助金、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金は、平成 29 年度に開設しました女川町子どもの心のケアハウスの人件費に係る県補助金でございますが、補助率の見直しが行われることから、前年度より 455 千円の減額となっております。

次に、第 2 節小学校費補助金及び第 3 節中学校費補助金の被災児童・被災生徒就学支援事業費補助金についてはそれぞれ、小

学校分で 4,348 千円、中学校分で 4,040 千円を計上しております。補助対象となる費目につきましては、前年度からの変更はございません。

この補助金は、東日本大震災による被災を受けた児童生徒で、かつ経済的な理由で就学困難な児童生徒への就学支援となっております。

また、第 2 節小学校費補助金の小学校入学準備支援事業補助金については、新入学児童が入学時に購入する運動着等を町が支給しておりますが、その費用の一部が県から補助されるというもので、第 3 子以降の子に支給する県費の 2 分の 1 補助となっております。4 名で 30 千円を見込んで計上しております。

次に、50 ページでございます。

第 2 目教育費委託金をご覧ください。

今年度予算額 25,089 千円を計上し、前年度より 2,609 千円の減額でございます。

減額の主な内容は、緊急スクールカウンセラー等活用事業委託金の対象額及び交付割合の見直しによるものでございます。そのほか、小・中学校へのスクールソーシャルワーカー派遣事業に係る経費につきまして、引き続き県から委託事業として 1,683 千円を計上しております。

次に、54 ページ、第 1 目貸付金元利収入をご覧ください。

第 5 節奨学金貸付金収入につきましては、84 名分、18,378 千円を計上しております。

内訳といたしましては、令和 4 年度から新たに償還が開始する分として 5 名分、1,260 千円、継続して償還する分として 79 名分、17,118 千円という内訳でございます。

次に、55 ページでございます。

第 7 目教育費雑入のうち、第 3 節学校給食費雑入として、学校給食納付金 21,316 千円を計上しております。

こちらは、昨年 10 月に学校給食運営審議会に対し、令和 4 年度の学校給食費及び給食回数に係る諮問を行いまして、前年度と同様に 1 食当たりの給食費は、小学校 255 円、中学校 315 円。給食回数は、小学校 200 回、中学校 190 回との答申をいただいておりますので、その内容に沿った予算措置としております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

139 ページをお開き願います。

第 9 款教育費、第 1 項教育総務費でございます。

第 1 目教育委員会費は、教育委員会を運営する経費、教育委員

の報酬、旅費、定例会等の教育委員会の会議録作成などを計上しており、本年度予算額は2,272千円を計上しております。

前年度より143千円を増額しておりますが、これは第11節役務費の手数料において、会議録作成に係る単価の引き上げとともに、会議録作成回数を増やし、教育行政評価委員会2回分を新たに予算計上しているものでございます。

第2目事務局費は、教育委員会事務局に係る管理運営経費を計上している科目でございます。

各種会議に係る委員報酬や教育総務課職員の人件費、小・中学校教職員の福利厚生経費の健康診断委託料や奨学生に対する貸付金等を計上しており、本年度予算額は167,965千円を措置し、前年度より17,084千円を増額となっております。

その主な内容は、第2節給料、第3節職員手当、次のページの第4節共済費の人件費において、前年度より9,774千円の増のほか、同じく140ページの第8節旅費において、前年度には当初予算に計上のなかったカタル国への表敬訪問に係る経費として9,000千円を含んで計上しているほか、142ページ、第20節貸付金において15,060千円を計上しており、貸付見込人数の増により、前年度より2,220千円を増額となったものでございます。

次に、第3目心のケアハウス事業費において、今年度予算額11,444千円を措置しております。前年度予算額に対し、226千円を増額となっております。

第10節需用費の光熱水費において530千円を措置し、前年度より149千円を増額、また、143ページ、第13節使用料及び賃借料において、前年度より80千円を増額し、事務用機器借上料として、パソコンのリース料を増額措置しております。

次に、同じページにございます、第4目町誌編さん費をご覧ください。

本年度予算額3,336千円を予算措置しており、前年度予算額と比較し、19,509千円の減額となっております。

こちらは、前年度に措置しておりました、女川町誌新編第1巻（仮称）制作業務委託料（債務負担行為分）として19,116千円の計上があり、その分の全額減が主な理由でございます。

なお、町誌編さんにつきましては、平成29年度から業務を開始し、令和3年度での完成を目指してこれまで進めてまいりましたが、今般、年度内の完成は難しいとの判断に至りましたことから、女川町誌新編第1巻（仮称）制作業務委託料（債務負担

行為分) 及び新町誌ダイジェスト版制作業務委託料に係る令和3年度の予算を令和4年度へ繰越しすることについて、今後開会されます3月議会において提案する予定としております。

次に、144ページをお開きいただきます。

第2項小学校費でございます。

第1目学校管理費では、本年度予算額28,288千円を措置し、前年度予算額より2,416千円の減額となっております。

第10節需用費、光熱水費において6,600千円の予算措置をしておりますが、実績を踏まえて、前年度より900千円減額しております。

また、第12節委託料ですが、次の145ページに記載してございます空調機器等保守点検委託料において、契約実績を踏まえ、前年度より1,687千円減額しております。

そのほか、学校医の報酬につきましては、先程ご審議いただきました改正案にて予算措置をさせていただいております。

また、維持管理に係る各種業務委託料については、校舎管理に係る所要の経費を計上しております。

次に、145ページの第2目教育振興費でございます。

本年度予算額64,461千円を措置し、前年度より7,078千円の増額となっております。

増額の主な理由は、第2節、第3節、第4節の人件費において2,923千円の増額のほか、146ページになります、第17節備品購入費において、教材用備品の購入費4,129千円を新たに措置しております。

次に、147ページ、第3項中学校費でございます。

第1目学校管理費では、本年度予算額34,359千円を措置し、前年度より2,929千円の減額となっております。

その主な内容につきましては、第10節需用費の光熱水費において6,600千円を措置しておりますが、そちらは小学校費の学校管理費同様に、実績を踏まえまして、前年度より900千円減額しているほか、148ページの第12節委託料の空調機器等保守点検委託料において、こちらも小学校費と同様に523千円を措置し、前年度より1,687千円の減額となっております。

また、前年度は施設用備品購入費として500千円の措置がございましたが、その分が今年度は全額減となっているところでございます。

次に、149ページ、第2目教育振興費でございます。本年度予算額43,057千円を措置し、前年度より1,387千円の増額となって

おります。

こちらにつきましては、第2節、第3節、第4節の人件費において2,477千円の増額。一方、第10節需用費、消耗品費において、前年度は教科書の改訂年度であり、教師用教科書購入費として1,220千円を措置しておりましたが、その分が全額減となっているところでございます。

次に、159ページでございます。

第3目学校給食費になります。学校給食費は学校給食の調理員の給料、賃金、調理場のガス代、電気代、給食の原材料費などを計上しております。

本年度当初予算額は54,373千円を計上し、前年度より8,152千円の減額となっております。

主な内容につきましては、人件費において、調理員2名の退職を見込んでの減額となっております。

また、第11節委託料として、160ページの3行目になります。前年度は計上のなかった自動ドア保守点検委託料748千円を措置しているほか、第17節備品購入費として、施設用及び給食用備品購入に係る310千円を新たに措置しているところでございます。

参考資料の5-4による説明は、以上でございます。

そのほか、参考資料5-2といたしましては、令和4年度の主な事業等を抜粋したものを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上が、教育総務課に係る予算の概要でございます。

次に、生涯学習課に係る予算のご説明を生涯学習課長にお願いいたしますが、本年度の予算に関連する資料につきましては、女川町議会開会前の意見聴取ということでお示しをさせていただいたものでございますので、資料の公開につきましてはお控えいただきたく、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上です。

生涯学習課長 それでは、引き続き、生涯学習課に係ります令和4年度の予算について説明をさせていただきます。

説明の中で本年度という言葉がありますが、これは令和4年度のことになります。昨年度というのは令和3年度予算となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず、歳入からご説明させていただきます。

43ページをお開きいただきたいと思っております。

第7目教育使用料といたしまして、1,908千円。内訳は、第1節

社会教育使用料 275 千円で、勤労青少年センター及び生涯学習センターの施設の使用料です。第 2 節保健体育使用料の体育施設使用料 1,633 千円として今年度予算を計上しております。

昨年度と比較いたしまして、961 千円の増額で予算措置させていただきました。これは体育施設の使用料で、本年 1 月から供用開始をしております女川スタジアムの使用料分を増額しております。

次に、49 ページをお開きいただきたいと思います。

第 7 目教育費県補助金です。

第 4 節社会教育補助金として 787 千円。内訳は、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金で 400 千円。昨年と同額となっております。協働教育プラットフォーム事業の地域住民等の参加による体験活動の実施運営に係る講師謝礼、旅費、消耗品等の経費の補助金となっております。

次に、新規事業で、子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金 387 千円は、学習支援活用の企画及び学びの場や放課後子供教室事業に係る講師謝礼、旅費、消耗品等の経費の補助金となっております。

次に、50 ページをお開きいただきます。

第 2 目教育費委託金の第 2 節社会教育費委託金 6 千円は、文化財保護事務処理交付金です。これは、埋蔵文化財に係る法令に基づく手続きを申請者から町を経由して県に申請や立ち会いの依頼をする際に係る事務費として県から交付される金額を予算措置しております。

次に、55 ページをお開きいただきます。

第 7 目教育費雑入、第 1 節社会教育費雑入 1,430 千円。生涯学習センターで行われます町民音楽祭や芸術鑑賞会などのチケットの売上代として予算措置しております。

第 2 節保健体育費雑入 220 千円は、総合運動場で実施する継続事業のトレーニング教室やヨガ教室、体力づくり等の個人負担金として予算措置しております。

以上が、生涯学習課に係る歳入となります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

150 ページになります。

第 9 款教育費、第 4 項社会教育費、第 1 目社会教育総務費をご覧いただきたいと思います。

昨年度と比較して、全体で 20,263 千円の減額となっております。減額の内容につきましては、第 2 節給料が、前年度 33,417 千円

で、8,133千円の減額。第3節職員手当等が、前年度17,356千円で、6,204千円の減額。第4節共済費が、前年度9,680千円だったのが、2,320千円の減額となっており、合わせて16,657千円が減額になっております。要因といたしましては、職員の異動等に伴う減額となっております。

そのほか、151ページをお開きいただきたいと思います。

第12節委託料で、町民音楽会業務委託料が、前年度は8,000千円でしたが、2,000千円を減額いたしております。芸術鑑賞業務委託料も、前年度3,498千円から1,168千円を減額しております。これは、昨年度が女川町町制施行95周年になっておりまして、記念事業として予算を増額して実施してございました。本年度は例年どおりの予算に戻したため、減額となっております。

なお、予算書には細かくは記載されておりましたが、歳入で説明いたしました、学校・家庭・地域連携協力推進事業及び子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業に係る講師謝礼等は、150ページの第7節報償費の講師謝礼1,355千円の中に含まれております。

次に、152ページをお開きいただきます。

第2目文化財保護費については、昨年度と比較して、515千円の減額となっております。

その内容につきましては、第12節委託料の文化財標柱製作設置委託料で、昨年度、三十三観音碑の標示看板の設置委託料として1,232千円を計上してございました。その分が無くなったための減額となっております。

また、新規事業といたしましては、第14節工事請負費の800千円。これにつきましては、石碑の修復移転設置工事で、町指定文化財の金毘羅大権現碑の修復設置の予算を計上しております。唯一町の指定文化財で復旧がまだだった金毘羅大権現碑を修復するというので予算を計上しております。

次に、152ページから153ページにかけて、第3目の勤労青少年センター管理費につきましては、昨年度と比較いたしまして、14千円の増額となっております。新規事業は無く、例年どおりの維持管理を行う予算となっております。

次に、153ページになります。

第4目生涯学習センター管理費については、昨年度と比較をいたしまして、1,368千円の減額となっております。

減額の内訳につきましては、154ページ、第10節需用費の光熱水費が、実績により、昨年度3,543千円から574千円の減額と

し、第 12 節委託料で、155 ページの空調機器保守点検委託料で、新たに契約の内容を精査した結果、昨年度 2,250 千円から 934 千円の減額となったものが主なものです。

次に、156 ページになります。

第 5 項保健体育費、第 1 目保健体育総務費です。昨年と比べて 2,216 千円の増額となっております。

新たに追加された事業といたしましては、第 12 節委託料 6,200 千円。アドバイザリー業務委託料で、昨年度、第 7 節報償費で地域力創造アドバイザー謝礼金として地域の活性化の取組に関する知見やノウハウを外部専門家から指導、助言、情報提供を受けるために必要な経費として計上しておりました。これが今年度からは、本町のスポーツ施策の基本となるスポーツ推進計画の策定等の業務委託により行うということで、報償費から委託料に切り替わりました。

次に、第 18 節負担金補助及び交付金です。157 ページをお開きください。東北高等学校ラグビーフットボール新人大会負担金 300 千円、宮城県高等学校体育大会柔道競技負担金 200 千円を新たに予算措置しております。

157 ページの第 2 目体育施設管理費です。昨年と比べて 714,574 千円の減額となっております。

減額の内容といたしましては、159 ページの第 14 節工事請負費が、昨年度 713,550 千円から 689,482 千円の減額をしております。昨年度、町民庭球場改修工事、総合体育館改修工事、野球場の表示等改修工事、総合体育館の案内表示設置工事、女川スタジアム周辺工事の工事費を予算措置しておりました。本年度は、アスレチック広場の遊具の改修、ローラー滑り台の撤去、展望台の屋外トイレ等の改修工事を行うことになっておりまして、大きな工事がほぼ完了したことから、減額が大きくなっております。

次に、157 ページ、第 12 節委託料になります。こちらは、昨年度 69,002 千円から 15,867 千円の減額となっております。これも、昨年度、町民庭球場改修工事測量設計業務委託、施工の修繕工事等に施工監理業務委託料を 3 件計上しておりました。こちらも大きく変わっているところになります。

以上、参考資料 5-4 による説明とさせていただきます。

なお、参考資料といたしまして、5-3 に令和 4 年度生涯学習関係の予算概要で主な事業を把握したものを添付しております。

以上、生涯学習課の説明とさせていただきます。以上です。

教育長	かなりボリュームがありました。教育委員の皆様、何かご質問等ございませんでしょうか。
山内委員	2点あります。 別紙の参考資料5-2のところから一つなんですが、学習塾代等支援事業補助金の今年度との比較に対する増減はどういった形なのかということをお聞かせ願いたいと思っています。 もう一つが、同じページの17番の学習支援ソフト利用料ですが、こちら、利用料ということは、取り込む代金ではなく、毎年使用するにあたって掛かる経費というか、使用料金という意味なのかどうなのかということをお聞かせいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。
教育総務課長	それでは、はじめに学習支援ソフト利用料でございます。 教師用のデジタル教科書 Web 版につきまして、毎年生じている使用料でございます。こちら、算数、理科、社会、国語、それぞれの学年ごとに掛かってまいります。そちらに対しまして毎年生じている利用料でございます。 それから、学習塾代等支援事業補助金でございます。 こちらは、今年度は14,340千円を措置しておりますが、令和3年度は14,000千円の措置でございました。補助上限額、月額につきましては変更はございませんが、申請の見込数を増やしております。その差が340千円という積算でございます。 以上でございます。
教育長	山内委員、よろしいでしょうか。
山内委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。 (発言なし)
教育長	なければ、承認ということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
教育長	それでは、議案第6号は、承認されました。 次に、追加議案となります。 議案第7号「令和4年3月末定期異動における教職員(管理職)の人事異動について」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)
教育長	議案第7号は、人事に関する事案でございますので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
教育長	暫時休憩いたします。

(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。
議案第7号は、承認されました。
議事は、以上です。

12 報告事項

教育長 次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。
はじめに、私からご報告いたします。
配付資料の「新型コロナウイルス感染症関係資料(1)」、「新型コロナウイルス感染症関係資料(2)」につきましては、主に委員会協議会で使わせていただきます。
それから、「教育長報告事項」と「別添資料」。参考までに、令和2年国勢調査が終わりまして、「女川町結果概要」という資料がありましたので配付しております。さらに、「国民の祝日とは」ということで、毎年こういう資料が出るのですが、参考までに配付しております。
合計6部ございます。それに従って報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。
それでは、「教育長報告事項」について、これからお話をさせていただきます。
前回開催の1月25日から3週間ほどしか経過しておりません。その間に、委員の皆様方ご承知のように、臨時学校休業措置や学級閉鎖等がございまして、子供たちには大変不便な生活をさせたところでございます。
まずは大まかなところだけ報告いたしまして、細かいところにつきましては、委員会協議会の中で報告をさせていただければと思います。
「はじめに」というところで、これは毎年書いている言葉なのですが、1月「いきに」、「にげる」2月、「さる」3月と書かせていただきました。
この「にげる」2月も半ばを過ぎたところでございます。
繰り返すようですが、その間に臨時学校休業措置や学級閉鎖措置等も講じなければならない状況となりまして、先生方はもちろんのこと、子供たちはストレスがたまるような生活が続き、大変ご不便をかけたと思っております。
このような中、学校現場では、校長先生、教頭先生のリーダーシップのもと、先生方が本当に一丸となってこの難局を乗り切っていただいております。
改めまして、校長先生、教頭先生をはじめ、教職員の皆様には

感謝申し上げるところでございます。

そこにも書いたように、だいぶ日中の日差しは暖かくなったように感じます。日も長くなりました。この状況がいつまで続くかは分かりませんが、春は間違いなく来ております。春を目指してみんなで頑張っていきたいと思っております。

次に、臨時学校休業措置、学級閉鎖措置について、ここでは大まかにお話をさせていただきたいと思えます。

ちょうど2年前に新型コロナウイルス感染症がマスコミ等を賑わせたところがございます。その後の動向につきましては、委員の皆様方ご承知のとおりでございます。

2ページに入ります。

変異株オミクロンによる感染者は、2月に入りましてからは、多いときで、全国で10万人を超える感染者が出た日もございました。

宮城県でも、累計感染者数が3万人になろうとしております。

宮城県では一日で700人を超える日もありました。

石巻市では、1,000人を超える感染者が出ております。

女川町では、2月9日（水）現在でございますが、43人となっておりますが、その後も感染者が出ている状況でございます。

第6波の特徴としましては、委員の皆様方ご承知のとおり、ここに書いているように、若い人の感染者が多いということが特徴かと思われま。

これまで、町長が常々申しておりましたが、早いか遅いかであって、当たり前に来ることから、当たり前の対応をお願いしたい旨を校長先生、教頭先生にはお願いしてまいりました。

そのような中で、1月24日（月）に女川小学校の保護者の陽性が判明したところがございます。ここからいろいろな取組がスタートしたところがございます。

そこで児童の陽性も判明いたしまして、いろいろな措置をどうするかということについて、宮城県東部保健福祉事務所のご指導をいただきながら、協議の結果、1月26日（水）から1月30日（木）まで臨時学校休業措置を講じさせていただきました。通常は大体3日間くらいだったのですが、初めてということもあって、土曜日・日曜日を挟んでいたもので、3日だけで解除して、土曜日・日曜日に街に行ったり遊びに行ったりしてはまずいということで、この1回目ときは土曜日・日曜日もある程度行動を制約してもらおうということで、5日間の臨時休業措置をとったところがございます。

この間、学校では、最初の臨時学校休業措置のときは保健所の指導を受けながら、この時点では「濃厚接触者」と「接触者」という二つの言葉があったのですが、その特定を行いました。

1回目のときは、「接触者」ということで特定されました児童生徒、教員、バス運転手、35名のPCR検査を26日（水）、その日にすぐ1階駐車場で、ドライブスルー方式で実施いたしました。

この日は急だったのですが、35名全員が検査を受けることができました。

すぐに検査を行っていただきました医療センターの方々、さらには関係職員の皆様、そして駆けつけていただきました保護者の皆様には、感謝申し上げますところでございます。

このPCR検査の結果は35名全員陰性ということだったので、予定どおり1月31日（月）から学校を再開しましたが、2月1日（火）の昼に小学生2人の陽性が判明したところでございます。

また協議をして、2月2日（水）から、これも土曜日・日曜日を挟んでいたのも、土曜日・日曜日を入れて5日間の2回目の学校休業措置を講じることとなりました。

2回目でいろいろ先生方も大変だったのですが、実はこのときに国、県レベルで大きな動きがございました。

それは、委員の皆様ご承知のように、保健所の業務がひっ迫して、なかなかそれぞれの学校の相談にのれないような状況になってしまいました。そこで県から関係部署に、濃厚接触者の特定については施設管理者が行うようにという通知が出されたところでございます。

これが2月2日付けで入ってまいりまして、ちょうど本町では、第1回目の臨時学校休業措置と第2回目の臨時学校休業措置に移る間の通知でございました。それで濃厚接触者を特定する作業を学校で行わせていただいたところでございます。

ただ、これまでも保健所からいろいろ学校のことを聞かれるのですが、学校でいろいろ調べたものを保健所に報告して、それを踏まえて保健所が濃厚接触者等を特定していたのですが、今回は、教員が濃厚接触者の特定を行う。ただ、その作業的なことは従来と大きく変わっていないということが挙げられます。いずれにいたしましても、学校管理者、校長先生としては大変な仕事だったと思うのですが、先生方のご尽力でスムーズに濃厚接触者を特定することができました。

この通知のときから「接触者」という言葉は無くなったという
か、それは除外視されまして、「濃厚接触者」の特定。「濃厚接触
者」というのは、定義に示されたとおりでございますが、その特
定を行うことになりました。

2回目の臨時学校休業期間中に、さらに小学校の子供と中学校
の子供の陽性が判明したということで、新たな通知、それから
臨時学校休業措置をとっていた期間ということも踏まえて、こ
れは保健所の指導をいただきながら、小・中学校三つの学級閉
鎖を2月7日（月）から2月8日（火）までの2日間行うことにな
りました。

これにつきましてはあとでご説明いたしますが、通知等も踏ま
えてこの2日間ということにさせていただきました。

そのようなことで、この期間は大変慌ただしいというか、制度
が変わるというか、体制が変わるというか、大変な時期でござ
いしましたが、校長先生、教頭先生のリーダーシップのもと、ま
た、教育総務課長をはじめ関係職員の尽力でスムーズに対応す
ることができました。改めてこの場をお借りしまして感謝申し
上げます。

学級閉鎖した三つの学級の子供たちを除きまして、9日（水）か
ら子供たちは登校しております。

そのあと、また3連休がございまして、今日から新たにスタート
したところでございます。

そこにも書かせていただきましたが、この間、私立高等学校の
入試などもございました。

中学校第3学年の皆さんは、公立高等学校の入試が間近に迫っ
ているところでございます。公立高等学校の受験のときには全
員がベストな状態で受験できるようになってほしいと願ってい
るところでございます。

この間、本当に先生方にはご苦勞をかけましたが、迅速な対応
に感謝申し上げるところでございます。

教育委員の皆様には、何度となく電話等でお騒がせをしました。
本当にご迷惑をかけましたが、ご理解を賜ったことに改めてこ
の場をお借りしまして感謝を申し上げます。今後もご指導、ご
支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、小・中学校関係の行事についてでございます。

そこにありますように、臨時学校休業、1回目、2回目、学級閉
鎖がございました。

この間、中学校では、1日（火）に私立高等学校入学試験（Aグ

ループ)、3日(木)に私立高等学校入学試験(Bグループ)がございました。

4ページに入ります。

以下、臨時学校休業措置等があったものですから、ここにあるような行事等が行われたところでございます。

なお、2月10日(木)、11日(金)、12日(土)に、マスコミ等でも取り上げておりましたが、原子力防災訓練が行われたところでございます。

もちろんこれもオンライン形式でございました。スムーズな訓練だったと思っております。

今後の主な予定は、そこに記しているとおりでございます。

それでは、「別添資料」でお話をさせていただきます。

まず、1～2ページ目は、毎月示しております、在校(庁)時間記録簿集計表でございます。

これにつきましては、1ページ、小学校では80時間を超える先生方はおりませんでした。

2ページ、中学校では、教頭先生が80時間を少し上回りましたが、ほかに80時間を超える先生はおりませんでした。

3ページは、先程お話ししました、私立高等学校一般入試の結果でございます。ご覧のように、大変すばらしい結果となりました。

合格された皆さん、本当におめでとうございました。

4～5ページは、コロナ禍の中でございましたが、標準学力調査の結果が届きました。

4ページは、小学校でございます。

これは田中指導主事にまとめていただきました。

1回目(5月実施)と2回目(12月実施)の全国正答率と女川小学校の正答率が載っております。

いつも話しておりますように、小学校第3学年ぐらいいまでは全国平均にもっていきたいということで、声かけをしながら取り組んでおりますが、このような結果となっております。

細かく見てみますと、第2学年では、国語が2回目は悪かったと見ております。算数は頑張りました。ただ、第2学年がやはり学力面でも心配なのかなと思っております。

第3学年につきましては、国語の2回目は全国平均正答率と同じでございます。5月と比べますと7ポイント以上アップしております。算数も、全国正答率より若干下回っておりますが、このぐらいいはまずは許容範囲かなと見ております。

第4学年は、国語はまずまずなのですが、算数が極端に下がっております。この辺のところをこれから究明していかなければならないのかなと思っております。

第5学年は、いろいろ課題がある学年でございます、特に算数ではそれが出てきているのかなと思っております。

第6学年は、国語は頑張りましたが、算数がこのような状況で、全体的に小学校は算数が一つの課題かなと見ております。

続きまして、5ページの中学校でございます。

第1学年は、いつもご報告しておりますが、難しさがございます。初めての英語もこのような状況で、10ポイント以上、特に数学は20ポイントを超えております。大変厳しい状況で、このことについては学校でもしっかり対応していかなければならないのかなと思っております。コロナ禍の中でなかなか放課後学習などができないのですが、春休み等の個別指導等の必要を感じております。

第2学年もこのような状況で、英語はずいぶん伸びておりますが、全体的に5月と比べると下がっているような状況でございます。特に社会のマイナス13ポイントというのは、もう少し授業などの工夫が必要なのかなと見ております。

第3学年は、結果的にはマイナスで、社会は下がっておりますが、それ以外は勉強しているなということが伺われます。マイナスとはいえ、第3学年の頑張りを称えたいと思っております。中学校では社会が、私的な言い方で本当にご無礼なのですが、社会は点数が取りやすいのではないかと思うのですが、この辺のところはこれからの課題かなと思っております。

次の資料は、総合教育会議で保小連携について教育委員の皆様方からいろいろなご意見等をいただいたのですが、女川町教育保育連携会議設置要領を健康福祉課の課長補佐の方で設定していただきました。

これをまずはベースにしながら、保育所、小学校の連携に努めてまいりたいと思っております。

8ページは、警察からいただいた資料で、交通ルールが変更になって、自転車も警告等が発せられますというふうになったのですが、その結果をいただきましたので、参考までにそこに載せております。

レッドカードと書かれておりますが、それをもらった数がここに載っております。中学生では無灯火が75件、歩行者に危険を及ぼす違反が260件と出ております。以下、このようになりま

す。

県内の中学校の1校に学校でしっかりとやっってくださいという通知が出されているという資料だったものですから、貴重な資料と思って添付させていただきました。

9ページは、重複いたしますが、以前、全国はがき筆文字展で、放課後「楽校」で坂本教育指導員にご指導していただいたものが石巻かほくにこのように大きく載ったので、添付させていただきました。

次の10ページは、朝の見守り活動等で表彰される地区があるというお話をさせていただきましたが、その中の一つ、女川南区の感謝状でございます。わざわざ木村区長が教育委員会に持ってきていただきましたので、ご紹介させていただきました。

それから11ページは、取扱注意をお願いしたいのですが、これは、教育委員会協議で委員の皆様方からいろいろなご意見を賜ったのですが、最終的に11ページにあるような組織で次年度スタートすると思われま。

特に教育委員会は、町長の意向もございまして、教育総務課、生涯学習課が一本になり事務局という形になりまして、右側にございますように、総務係、学務係、生涯学習係、体育振興係という4係制になると思いま。

ですから教育委員会は、教育長と事務局長、議会事務局のような形になるのですが、事務局長という方が今度配置されることになると思われま。

これにつきましても、教育委員の皆様方からご意見等を賜りました。それらを踏まえて最終的に町長が判断されたと思いま。これはまだ正式ではございませので、繰り返すようですが、取り扱いにはご留意いただきたと思いま。

12ページは、「教育長報告事項」の「おわりに」のところにも載せているのですが、「人事の季節に寄せて」ということで、非常に面白い文章だと思つてここに載せました。時間のあるときにお目通しいただければと思いま。

それでは、「教育長報告事項」の4ページに戻ります。

繰り返すようですが、下の方に、令和2年度国勢調査女川町結果概要と載っております。別添配付資料に細かくいろいろなことが記されておりますので、ぜひご参考にしていただければと思っております。別添の「令和2年度国勢調査女川町結果概要」5ページを見ますと、昭和40年には1万8,080人いました。令和2年6,430人となっているところを見ても、人口減は本町だ

けではないのですが、このような状況などが分かります。ご参考までにご覧ください。

あと、「国民の祝日とは」ということで、子供たちはあまり分かっていなかったのも、こういうことをしっかりと教えてほしいということで、校長・教頭会議でもお話ししようかなと思っております。参考までに配付させていただきました。

「教育長報告事項」5ページに入らせていただきます。

コロナウイルス感染症防止のために中止とかいろいろございました。女川町議会産業教育常任委員会では、当初は2月1日に放課後楽校を視察する予定でしたが、今年も中止という状況にさせていただきました。

教育長会議が31日(木)にありまして、10日(木)に今日ご審議いただきました人事案件の件に関わる教育長会議があったところでございます。

女川町行政組織につきましては、先程お話しさせていただいたとおりでございます。

校長・教頭会議は2月25日(金)に開催予定でございます。

生涯学習関係はあとで生涯学習課長から説明があります。

その他に入らせていただきます。

期間も短かったということ、あるいは臨時学校休業措置や学級閉鎖等があったということで、このような状況になっております。

なお、女川町奨学生選考委員会が2月3日(木)に行われました。これにつきましては、教育総務課長の資料に詳細に記述されておりますので、教育総務課長から報告をお願いできればと思っております。

以下、ここにあるとおりでございます。

「おわりに」というところで4点書かせていただきました。

先程説明しました「人事の季節に寄せて」というところは、ここで書かせていただきました。

私からは、以上でございます。

続いて、教育総務課長から報告させます。

教育総務課長

それでは、「教育総務課報告・連絡事項」という資料に沿いましてご報告申し上げます。

まず、1番の日程関係でございます。

実施済みといたしまして、(1)令和3年度第1回女川町奨学生選考委員会が2月3日(木)にございました。内容につきましては、その他のところでご説明申し上げます。

(2)番、第7回管内教育長会議が2月10日(木)にございました。

実施予定でございます。

(1)第3回ブロック会議が2月17日(木)に予定されております。

(2)番、鯨肉給食でございます。当初1月28日に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で中止となりました。鯨肉給食につきましては、一般の給食のおかずとして提供することとなり、2月18日(金)に子供たちに提供されます。

(3)番、町議会3月定例会でございます。3月1日(火)から。会期につきましては、未定でございますが、例年でございますと2週間程度というところで開催されます。

案件につきましては、一般質問、一般議案、補正予算、その他、先程ご説明申し上げました新年度の当初予算の審査が行われる予定でございます。

(4)番です。女川町追悼のつどい。こちら、例年、女川町追悼式という形で開催されておりましたが、10年の節目を過ぎましたところで、今回は3月11日(金)午前9時から午後4時までの間、自由献花という形で開催されます。例年開催している式典の形はとらないということになっております。

それから、産業教育常任委員会でございます。先程の教育長の資料にもございました。2月1日(火)は中止でございました。2月17日にまとめが行われるという見込みでございましたが、産業教育常任委員会の委員の皆様方のお話し合いの中で、やはり女川向学館が学校で支援されている様子を視察したいということになりましたので、日程をまた再度調整いたしまして、新年度に入ってからもう2回ほど開催されるというような方向でお願いしております。よろしくお願いたします。

大項目2番につきまして、新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等の措置でございます。こちらは、先程教育長からご説明をいただきました。割愛させていただきます。

2ページ目をお開きいただきます。

大項目3番、その他でございます。

一般事項といたしまして、(1)令和4年度女川町奨学生の選考についてでございます。

まず、①に書かせていただきました、選考委員の委員名簿でございます。

任期は、令和5年3月31日まで。

山内教育委員が、前年度からの引き続きで委員長に選任されております。

また、副委員長につきましては、健康福祉課長の伊藤富士子課長が副委員長ということで選任されております。

また、名簿の一番下に記載がございます、佐竹司朗さん。当日は欠席でしたが、今年度から委員就任ということでお願いしております。

②番でございます。奨学生貸与に係る女川町奨学生選考委員会が行われました。令和4年2月3日（木）開催でございましたが、募集期間は11月1日から11月30日までの間で、申請のあった方々4名でございます。内訳といたしましては、専門学校1名、短大1名、大学2名でございます。

審議いただきました結果、4名いずれの方々も奨学生として選考されております。

金額につきましては、月額50,000円を貸与するという形です。奨学生と選考するという結果を今後町長へ答申する予定でございます。

(2)番でございます。各種補助金の申請手続きにつきまして、①番の学習塾代等支援事業補助金、②番の高等学校等への通学費の補助金でございます。3月の広報等でいずれの補助金の事業につきましても周知する予定でおります。

(3)番でございます。こちらは、令和4年2月1日現在で、来年度4月1日の児童生徒の見込数についてまとめたものでございます。

女川小学校につきましては、第1学年見込児童数40名、第2学年39名、第3学年29名、第4学年32名、第5学年39名、第6学年32名、合計211名でございます。

なお、2月1日現在の調整の人数ですが、そのあと、第1学年にさらにもう1名加わる予定でございます。

3ページ目には、女川中学校の見込生徒数を載せております。第1学年37名、第2学年30名、第3学年35名、合計102名という見込みの人数でございます。

教育総務課からは、以上でございます。

教育長
生涯学習課長

続いて、生涯学習課長から報告させます。

それでは、生涯学習課からの報告です。「生涯学習課報告・連絡事項」をご覧ください。

まず、1番目の生涯学習課事業についてということで、(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策でございます。

こちらにつきましては、現在、現行の感染予防対策をしながら実施しているところです。

ただ、下の二つ目にありますが、学校開放事業につきましては、県からの部活の自粛を受けまして、2月1日（火）から2月28日（月）まで中止とさせていただいています。

また、スポーツ少年団活動につきましても、県のスポーツ少年団本部から同じような要請が届いております、2月1日（火）から2月28日（月）まで自粛という形で通知をしているところです。

(2)番、第6回「女川に恋して 恋しちゃった写真展」につきましては、1月29日（土）から2月3日（木）まで生涯学習センターエントランスホールで実施いたしました。町内外の方々から女川町に関係する写真をいただきまして、展示をいたしました。

(3)番、すばらしい女川を創る協議会で2月2日（水）に「人生を楽しむフェス」ということで開催を予定しておりましたが、こちらにつきましては講演会等もありましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止とさせていただいております。

(4)番、こちらもすばらしい女川を創る協議会ですが、「見守り活動」は2月9日（水）に実施しております。

2番、学校・家庭・地域連携協力推進事業ということで、まず、(1)家庭教育支援です。こちらは卒業生の親子が卒業式に使うコサージュづくりをするというものですが、間隔を取りながら、班に分けるなどの対応をして実施する予定です。

3番、女川町子ども放課後の居場所づくり事業です。

(1)女川放課後「楽校」につきましても、同じように、「英語であそぼ!!」ということで、第1学年と第2学年を対象に、教室ではなくて、体育館を使用しまして、間隔を空けて感染予防対策をしながら実施する予定です。

(2)番、運動系特別講座後期開講です。こちらにつきましても、2月28日（月）に「Let's ブレイクダンス」ということで中学校第2学年を対象に実施する予定です。

4番、その他の事業ですが、(1)成人教育ということで、HLA Bのサマースクール募集の説明を2月7日（月）に予定しておりましたが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とさせていただいております。

後ろのページに3月の予定表を載せておりますが、3月17日（木）の議長杯グラウンドゴルフ大会について、協会から中止

にしますという連絡を受けております。

今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら、中止になる可能性のある事業もあるという報告を受けております。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

教育長 生涯学習課もご覧のように中止、延期ということで、生涯学習課でも大変苦慮しているところでございます。計画している一つ一つの事業は大変いい事業を展開しておりますので、早く予定どおりできる日がくることを願っております。

それでは、あとの委員会協議会で詳細についてお話をさせていただくものもありますが、私からの報告も含めて、ただ今の報告事項について何かご質問、ご意見等ありませんか。

中村委員 女川小学校の新年度の児童数見込みが40名を超えたということで、これはうれしく思っているところなのですが、新年度の児童数の中で、旧小学校区の旧第一小学校、旧第二小学校以外からの入学児童数というものは入っているのですか。

教育長 私はまだ把握していないのですが、教育総務課長、この点いかがですか。

教育総務課長 旧第一小学校、旧第二小学校学区以外の。

中村委員 はい。もとの旧三小、旧四小、旧五小。

教育総務課長 行政区ごとに把握してはおりませんでした。申し訳ございません。住所から行政区を把握してお調べすることは容易かと思えますので、こちらの内容につきましては、あとからのご連絡ということでもよろしいでしょうか。

中村委員 はい。

教育総務課長 申し訳ございません。

教育長 今、教育総務課長が話したとおりなのですが、まず、現時点では分からないのですが、区域外就学を何人しているか、それから新たに引っ越してくるのが何人か、それらをこれから一人ひとり見ていかなければならないのですが、今まで、まずは行政区ごとにまとめてやってきたのです。

そのほかに区域外、行政区ごとは分かるので、例えば石巻市から区域外で入るといような、お兄ちゃんもいるから入れるという子供もいるので、その区域外の数と、あと新たに引っ越してきた子供が何人いるかということをいつもやっておりました。いずれにいたしましても、40人というのは旧石巻地区ではかなり上位の方なのです。こういうことで競争しても始まらないのですが。確実に2学級になるし、41名になると、「何人?」、「40人だよ」と石巻市の宍戸教育長とよく話すのですが、「いやあ、

すごいですね。うちに半分くらいくれないか」とよく言われるのです。蛇田小学校や向陽小学校、釜小学校とか多いところは別ですが、40名を超えると結構多い方になってきました。

あと、今言ったようにほかから来ているとか、あるいは戻られたとか、そういうのはいつもこれから、まず行政区ごとに教育総務課長が申しましたように把握して、そして区域外が何人いるか、新たに何人来たかということは分かりますので、次回の教育委員会会議までには報告させていただきたいと思います。

中村委員 私が気になるのは、旧第一小学校、旧第二小学校の学区以外の例えば旧第三小学校とかの高白地区だったり、そちらの子供の分布というか。

教育長 そちらは一桁だと思います。

中村委員 一桁でも、ありそうなのですか、新年度は。

教育長 来年の新生はもちろんまだ把握していないのですが、今年、塚浜地区にもいましたし、飯子浜地区にもいたり、北浦地区は何人かいつもいますが、数は本当に少ないです。

あと出島、江島地区はもちろんゼロでございます。

ですから五部浦で何人、北浦で何人というような大まかにはそのようなまとめ方をしていました。確か五部浦は一人、二人で、小学校全体でも数人だったような気がします。

これはもう少し細かく調べまして、次回の教育委員会会議で教育総務課長から報告してもらいます。ありがとうございます。

早く橋ができて島や浜に誰か引っ越してこないかなと思ってのですが、これはよく聞かれます。島にはいるのですかというようなことを。「今はいないんです。残念なんですけど」といつも答えています。これはずいぶん続いています。もう4～5年くらい、もっと続いていますかね。そもそも震災直後からいなかったのです。

中村委員 そうですね。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、委員会協議会でよろしくお願いたします。それでは、報告事項は以上で終わらせていただきます。

13 その他

教育長 それでは、7番「その他」に入ります。

教育総務課長、生涯学習課長、何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長 なければ、「その他」については、よろしいでしょうか。

- (「はい」の声あり)
- 教育長 それでは、来月の日程を組ませていただきたいと思います。
〔3月25日(金)午前9時30分からということで調整〕
- 教育長 25日金曜日ということで組ませていただきます。
それでは、令和4年第2回教育委員会は、これで終了させていただきます。
- 14 閉 会 午前11時29分
- 15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。
議案第2号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」(承認)
議案第3号「条例案に対する意見について」(承認)
議案第4号「条例案に対する意見について」(承認)
議案第5号「女川町立女川中学校部活動指導員設置要綱の制定について」(承認)
議案第6号「令和4年度予算案に対する意見について」(承認)
議案第7号「令和4年3月末定期異動における教職員(管理職)の人事異動について」(承認)
- 16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。
教育総務課 課長補佐 千葉 一志
- 上記記録の正確なることを認めここに署名する。
- 令和4年3月25日
- 会議録署名委員
- 2番委員
- 3番委員